

# 第3章

## 第3章 保健医療圏と基準病床数

### 第1節 保健医療圏

#### (1) 保健医療圏設定の意義

すべての県民が等しく質の高い保健医療サービスを受けることができるよう、一次、二次、三次の各保健医療圏を設定し、保健・医療・福祉を担う機関や団体等の相互の機能分担と連携を図ることにより、県民の安心を支え、効率的で安全な保健医療サービスを提供できる体制の整備を目指しています。

#### ア 一次保健医療圏（区域：市町村）

県民の日常生活に密着した保健医療サービスの提供と、プライマリ・ケア（かかりつけ医による初期医療）を行うための最も基礎的な圏域です。

具体的には、次のようなサービスが提供されます。

- ① かかりつけ医による一般的な診療
- ② 市町村保健センター等を中心とした健康管理、疾病の予防活動等の身近な保健サービス

#### イ 二次保健医療圏（区域：県内の10圏域）

高度・特殊な医療を除く一般的な入院医療、リハビリテーション及び比較的専門性の高い保健医療サービスの提供を行う圏域です。

主にこの圏域を単位として、保健医療サービスを提供するための施設や設備、医師や看護師等の医療従事者の適正配置及び保健医療提供体制の体系化を図っていきます。

具体的には、次のような保健医療施策が実施されます。

- ① 一般病床及び療養病床の整備
- ② 保健医療施設の機能分担・連携の促進、地域医療支援病院の整備
- ③ 救急医療体制の整備、へき地医療の確保、地域リハビリテーションの確保

#### ウ 三次保健医療圏（区域：県）

高度・特殊な医療や、より広域的に実施すべき保健医療サービスの提供と確保を行う圏域です。

具体的には、次のような保健医療施策が実施されます。

- ① 精神病床、結核病床及び感染症病床の整備
- ② 統合型医療情報システム<sup>注1</sup>、周産期医療情報システムの運用
- ③ 先進的な技術や特殊な医療機器を必要とする医療機能の整備
- ④ 発生頻度が低い疾病に対する医療や専門性の高い救急医療の確保

---

注1 広域災害・救急医療情報システム、救急搬送支援システム及び医療・薬局機能情報提供システムの3つのシステムを平成27年4月1日に統合し、運用を開始したシステム

(2) 二次保健医療圏

圏域名	構成市町村	面積(k㎡)	人口(人)
前橋保健医療圏	前橋市	311.64	335,432
渋川保健医療圏	渋川市、榛東村、吉岡町	288.86	114,917
伊勢崎市保健医療圏	伊勢崎市、玉村町	165.14	244,196
高崎・安中保健医療圏	高崎市、安中市	735.75	430,198
藤岡保健医療圏	藤岡市、神流町、上野村	476.64	69,680
富岡保健医療圏	富岡市、甘楽町、下仁田町、南牧村	488.52	73,169
吾妻保健医療圏	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町	1,278.27	57,278
沼田保健医療圏	沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村	1,765.75	84,389
桐生保健医療圏	桐生市、みどり市	482.80	166,433
太田・館林保健医療圏	太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	368.96	399,413
県計	35市町村	6,362.33	1,975,105

[資料] 群馬県「群馬県年齢別人口統計調査(平成26年)」



### (3) 二次保健医療圏圏域の再検討

#### ア 二次保健医療圏の設定の見直し検討について

二次保健医療圏の設定については、「医療計画について」（平成24年3月30日医政発0330第28号厚生労働省医政局長通知）において、「人口規模が20万人未満であり、且つ、二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合が20%未満、推計流出院患者割合が20%以上となっている既設の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しを検討することが必要である。」とされました。

#### イ 二次保健医療圏の現状について

本県の既設の10保健医療圏で、圏域の人口規模が20万人未満となるのは6保健医療圏ありますが、このうち推計流入入院患者割合が20%未満であり、かつ、推計流出院患者割合が20%以上となる圏域は、該当がありませんでした（平成24年度群馬県患者調査結果）。

#### ウ 二次保健医療圏の設定の検討経過について

本県では、第6次計画策定に当たり、次のような医療・社会情勢の変化を踏まえ、二次保健医療圏のあり方について関係者との協議や検討を進めてきました。

- ① 特定の診療科を中心として医師不足が進行しており、一部の医療機関では医療機能に影響が出ていること。
- ② 医療技術の進展の中で、t-PAのように、限られた時間の中で、多くの医療スタッフが対応するなど、従来の圏域を越えて複数の医療機関が連携して地域医療を守っていく必要性が高まっていること。

こうしたことから、第6次計画については、医療関係者から二次保健医療圏は広域化すべきではないかとの意見が提起され、疾病や事業によっては、医療資源の状況などから現行の二次保健医療圏よりやや広域的に対応すべきものとして、「二．五次保健医療圏」と位置づけることとしました。

#### エ 第7次計画における二次保健医療圏の設定について

第7次計画では、次の理由から、既設の10保健医療圏を維持することとします。

- ① 既設の10保健医療圏のうち、圏域の人口規模が20万人未満となる6保健医療圏において、推計流入入院患者割合が20%未満であり、かつ、推計流出院患者割合が20%以上となる圏域がないこと。
- ② 既設の10保健医療圏を基本として、各種拠点病院の整備等、様々な医療需要に効率的に対応できる保健医療提供体制の構築が進展していること。

なお、平成27年度以降、医療計画に追記する地域医療構想では、医療需要の将来推計や病床機能報告制度をもとに、二次保健医療圏等ごとに地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示すこととされていることから、地域医療構想の策定や各種データの分析等を通じて、次期計画策定に向けて、引き続き二次保健医療圏の方向性について検討していくこととします。

オ 第7次計画における二. 五次保健医療圏の見直し

第7次計画では、糖尿病に関する圏域のうち吾妻圏域の見直しを行い、吾妻・前橋・渋川の各二次保健医療圏の関係機関が連携して医療需要に対応することとします。

<二次保健医療圏と二. 五次保健医療圏の関係>

二次保健医療圏	二. 五次保健医療圏						
	4疾病				2事業		
	脳卒中	急性心筋梗塞	がん	糖尿病	周産期	小児	
高崎・安中保健医療圏 (高崎市・安中市)	西部圏域				西毛圏域		
藤岡保健医療圏 (藤岡市・神流町・上野村)							
富岡保健医療圏 (富岡市・甘楽町・下仁田町・南牧村)							
桐生保健医療圏 (桐生市・みどり市)	東部・伊勢崎圏域			東部圏域		東毛圏域	
太田・館林保健医療圏 (太田市・館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町)							
伊勢崎保健医療圏 (伊勢崎市・玉村町)	中部圏域				中毛圏域		
前橋保健医療圏 (前橋市)							
渋川保健医療圏 (渋川市・榛東村・吉岡町)							
吾妻保健医療圏 (中之条町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村・東吾妻町)	吾妻・前橋・渋川圏域				北部圏域		北毛圏域
沼田保健医療圏 (沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村)							
利根沼田圏域							
県計	5圏域				4圏域		

(注) 5疾病5事業及び在宅医療のうち、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地医療及び在宅医療に関する圏域については、各事業ごとに圏域を設定して医療連携体制の構築を推進します。

## 第2節 基準病床数

医療法第30条の4第2項第11号に規定する病床数（基準病床数）及び既存病床数（平成27年3月31日現在）は、次のとおりです。

### (1) 一般病床及び療養病床

圏域名	基準病床数	既存病床数		
		計	一般病床	療養病床
前橋保健医療圏	3,243	3,611	3,196	415
渋川保健医療圏	812	1,146	991	155
伊勢崎保健医療圏	1,793	1,911	1,472	439
高崎・安中保健医療圏	3,081	3,477	2,514	963
藤岡保健医療圏	555	911	710	201
富岡保健医療圏	583	878	552	326
吾妻保健医療圏	528	886	395	491
沼田保健医療圏	627	1,015	729	286
桐生保健医療圏	976	1,713	1,158	555
太田・館林保健医療圏	2,143	3,171	2,324	847
県計	14,341	18,719	14,041	4,678

### (2) 精神病床

圏域名	基準病床数	既存病床数
全圏域	4,363	5,170

### (3) 結核病床

圏域名	基準病床数	既存病床数
全圏域	55	69

### (4) 感染症病床

圏域名	基準病床数	既存病床数
全圏域	52	48

(5) 届出により一般病床を設置できる診療所（特例診療所）について

医療法第7条第3項及び同法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号の規定に基づき、次の診療所については、医療計画に記載され又は記載されることが見込まれることを要件として、知事への届出により一般病床の設置や増床が可能とされています。特例診療所については、県ホームページに掲載しています。

- ・ 居宅等における医療の提供のために必要な診療所
- ・ へき地に設置される診療所
- ・ 小児医療、周産期医療等、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

---

(余白)